

静岡県立大学核燃料物質管理委員会規程

平成19年4月1日 規程第40号

改正 平成24年4月1日、平成26年4月1日

(設置)

第1条 静岡県立大学(以下「本学」という。)における核燃料物質(国際規制物資を含む。)の適切及び安全な管理を行うため、本学に、静岡県立大学核燃料物質管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 核燃料物質の使用、保管、管理に関すること。
- (2) 核燃料物質に関する学内規程等の制定、改廃に関すること。
- (3) 核燃料物質に関する規程等の学内への周知に関すること。
- (4) 業務従事者の被曝防止に関すること。
- (5) 業務従事者の教育訓練等の企画に関すること。
- (6) 前4号に掲げるもののほか、核燃料物質についての学長からの諮問に関すること。
- (7) その他核燃料物質に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が選任する核燃料物質の管理責任者
- (2) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第34条の放射線取扱主任者
- (3) アイソトープセンター主任
- (4) 薬学部の教授、准教授及び専任講師のうちから選出された者2人
- (5) 大学院薬学研究院の教授、准教授及び専任講師のうちから選出された者1人
- (6) 食品栄養科学部の教授、准教授及び専任講師のうちから選出された者1人
- (7) 大学院食品栄養環境科学研究院の教授、准教授及び専任講師のうちから選出された者1人
- (8) 事務局長が指名する事務局職員1人
- (9) その他学長が指名する者

(委員の任期)

第4条 前条第4号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3分の1以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(教育研究審議会への報告)

第9条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに教育研究審議会に提出しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。